時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字二十四字詰 一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと爲からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

地價修正

地租輕減の到底事實に行ふ可らざるの理由は前號の紙上にも述べたるが如し世の論者も一種の事情より漫に輕減說を唱へたれども其餘り事實に遠くして人の視聽を動すに足らざるを悟りたるものか近來は論鋒一轉して地價修正論に一層の力を加へ獨り之を口に唱ふるのみならずして實際に周旋奔走するものも少なからざるが如し抑も地價修正とは今の不公平なる全國の地價を平等にするの義にして其論旨に於ては我輩と雖も異論なし此事にして果して實際に行はるれば甚だ妙なれども是れ又地租輕減說と同じく架空の空論にして實行の望なきを如何せん今の地價の各地に不公平なるは明白の事實なれども扨實際に之を平均せんとするには何を標準として定む可きや或は高きものを下げ低きものを昂げて平均を見る可しと云へども其高低とは幾何以上を高しとし又幾何以下を低しとするか全國の地價大抵同一樣なる其中に二三例外の非常なるものありて著しく人の目に觸るゝの有樣なれば其兩極端の高低を平均して適當の水準に歸せしむるの易かる可しと雖も今日の實際を見るに我國の地價は各地方皆同一ならずして甚だしきは一縣一郡又一郷の中にても非常の相違あるとなれば何れを高しと爲し何れを低しと爲すにも其標準を求むるの甚だ困難ならざるを得ずと思ふに論者は全國各地方の情況を隨時觀察し又その地方人の言を傳聞し其見る所、聞く所の事實を集めて農家の負擔の輕重を比較して[illegible]全國の東西南北を比較して其負擔の輕重を發見し甚だしきは以ての外なる不公平なり・輕重の一案を草したるのみならん至極尤もなる次第なれども論者の耳に觸れ目に止まりて心に浮みたるものは輕重兩極端の不公平のみにして其中間にある不公平の差等は殆ど眼中に入らざりしことあらん東北の水と西南の水とを比較すれば[illegible]

て之を計るの標準計あるや否や我輩は其必無を信ずる者なり中間の差等を問はずして單に兩極端の輕重のみを平均せしめんとするは簡單至極の譯なれども斯くては其極の一方に位する者を喜ばしむると同時に他の一方の者を悲しましむるのみならず兩極の中間に在る無數の不公平は依然舊の如くにして其苦情は益々甚だしからざるを得ず前にも云へる如く現今の地價は固より公平至極のものに非ずと雖も其不公平は前年の地租改正の時より由來したるものにして今更云々す可きに非ず人民は既に已に之に慣れて多年の間に地面賣買の事をも行ひ曾て疑ふ者もなかりしに今若し一方に修正を實行して其例を造るみともあらんには之れを傍觀して默々に付するものある可らず國中到る處續々不平を唱へて遂に全國一樣の水準に歸するに至らざれば止まざる可し例へば今の地價の等級を假りに五級に分ちて其最高級なる第一級のものを二級に引下んか二級のものは忽ち不平を唱へて三級たらんことを望むは自然の情勢にして斯て三級は四級を望み四級は五級を望みて次第に目的を達する其中には最初二級に引下げられたるものも今は比較上より矢張り最高のものたるを免れざるが故に更に再度の引下を望む等、結局全級を擧て最下級の水準に歸せしむるに非ざれば滿足せざるの奇談ある可し之に反して最下級の地價を引上るも其苦情は前同樣にして底止する所を知らざるのみならず引上の一段に至りては其實行最も困難にして我輩の所見を以てすれば最下級のものを一級引上るさへも到底覺束なかる可しと敢て保證する所なり之を喩へば地價修正は大なる鐵槌もて平たき鐵板の面に生じたる凹凸を打直すが如し一面僅に平に歸したりと思へば更に他面に凸處を生じ此を打ては彼に出で彼を打ては此に出で轉々反擊・力を勞するのみにして更に其效ある可らず無情の鐵板尚ほ且つ斯くの如し況んや人間界の事を處するに恰も一大鐵槌を揮ひ萬殺の不公平を一擊の下に打直さんとするは到底無益の望みなれば我輩は多言を言はず唯論者の速に思ひ止まらんことを忠告するのみ或は論者が斯る諸易き數を踏ずして頗る熱心に此事を主張する其裡面の意味は前號にも記したる如く矢張り議員の人々が地方の撰擧人に對する一種の政略に外ならざる可しと云ふと雖も修正の事は言ふ可くして行ふ可らず論者は唯無益の言を長く喋々して其間に人の歡心を繫がんと欲する者が一時の姑息なるに過ぎざる或は果して此事を斷行す可しと信ずる者か之を斷行すれば全國地價の不公平は依然として舊に異ならぞ、爲めに論を總とする者はなかる可し何れにしても論者の政略に利する所なきは我輩の明察に違はざる可ければ斯る小策に汲々として一身の利害を謀らんよりも國家の大計に着眼して男子の道を行かんことを我輩の切望する所なり

官報

朕陸軍給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年八月二十八日　陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第百八十四號

陸軍給與令中第七十五條第一項第二項及第三十二表第三十三表第三十七表第三十九表第四十表第四十三表左ノ通リ改正シ明治二十四年九月一日ヨリ施行ス

第七十五條 [illegible]

[illegible]地方ニシテ本文ノ支給額ニ據リ難キトキハ其地方ニ限リ實費ヲ支給スルコトヲ得

[illegible]

（以下諸表略ス）

朕屯田兵給與令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年八月二十八日　陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第百八十五號

屯田兵給與令第十三表左ノ通改正シ明治二十四年九月一日ヨリ施行ス

第十三表

名稱	區別	北海道車馬料 每年四月ヨリ十月迄一里每ニ	北海道車馬料 每年十一月ヨリ翌年三月迄一里每ニ
將官相當官	勅任官	二十錢	四十錢
上長官・士官	奏任官	十五錢	三十錢
准士官	試補	十錢	二十錢
下士	判任官	十錢	十六錢
兵卒		九錢	十四錢

勅令第百八十五號參照

勅令第二百一號屯田兵給與令（明治二十三年九月六日官報）抄錄

第十三表

名稱	區別	北海道車馬料 每年四月ヨリ十月迄一里每ニ	北海道車馬料 每年十一月ヨリ翌年三月迄一里每ニ
將官	勅任官	[illegible]十六錢	四十八錢
上長官	奏任三等以上	二十四錢	三十二錢
士官	奏任四等以下	十九錢	二十五錢
准士官	判任一等	十二錢	十六錢
下士	判任二等以下	十錢	十六錢
兵卒		九錢	十四錢

朕戰時陸軍郵便部ノ配達卒其他雇卒ノ服制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十四年八月二十八日　陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第百八十六號

戰時陸軍郵便部ノ配達卒糧食部ノ[illegible]卒[illegible]ノ炊卒及將校同相當官ニ從スル從卒馬卒ノ服制ハ[illegible]卒ノ服制ニ同シ

○內務省訓令第二十號

警視廳　府縣
集治監　假留監
大坂衞生試驗所
橫濱衞生試驗所

明治二十二年（九月）當省訓令第三十六號物品出納規程第二條第四條左ノ通改正ス

明治二十四年八月二十九日　內務大臣子爵品川彌二郎

第二條　本規程ニ於テ局長ト稱スルハ土木局長[illegible]
集治監[illegible]
第四條　本省ニ於テハ土木局[illegible]
長ヲ以物品會計官吏[illegible]
ヲ各本廳[illegible]ヲ以テ物品會計官吏トナスコトヲ得

雜報

○蚊の大効用　世の中に何うも憎きものを言へば製め夜の蚊に越したるものはあるまじ如何なる氣樂人にてもぶうんの一聲を聞て顏の邊をちくりと刺されながら怒れはせぬ者あるまじき[illegible]の天帝の[illegible]置きたるものの[illegible]ある程の次第あるに今の[illegible]を利用して人身に大事[illegible]を說明せし者ありと云ふ[illegible]に曰くキューバ[illegible]のハヴァナ府の醫師某は較近する一奇法を發明して十年程同地刊行の醫事新聞に掲げて[illegible]然して其病毒に感じたる蚊を[illegible]來りたる人を刺さしむれば[illegible]症を免かるゝと同樣の理由[illegible]たるが爲め以後黄熱病に罹る[illegible]熱病の流行甚だしく他地方[illegible]その病毒を免かれずと云ふ[illegible]人の新來者に此法を試みたる[illegible]日乃至二十六日目に輕症の[illegible]毒後二十五日間には何の[illegible]輕症を發し十二人は[illegible]毒後二十五日間病の[illegible]然たる黄熱病に罹り一人は[illegible]後[illegible]に[illegible]りて[illegible]したる人員の中[illegible]の人にして之が爲め死に至[illegible]少し又ハヴァナに來りたる[illegible]人は[illegible]法を受け三十二人は[illegible]を爲し居たるに[illegible]したる者は僅に二人にして且[illegible]毒せざりし者の中にては[illegible]る者五人ありしと云ふ

○一府六縣の共進會　栃木縣[illegible]五年十月一日より東京、神奈川[illegible]の一府六縣より產出する米[illegible]物等の共進會を開く旨先頃[illegible]各府縣の有志家は目下夫々[illegible]

○倫敦の米況　英京倫敦領事[illegible]て農商務省に達したる同市米[illegible]當市場米穀一般の景況は近[illegible]て其市價の如き[illegible]月上旬には[illegible]ラングーン米[illegible]ありしか目下七志四片半乃[illegible]志六片乃至十四志ありしが[illegible]六片の相場となれり然れども日本米は常に高價[illegible]十一志九片の間にて賣買[illegible]多しと雖も目下本邦內地の米[illegible]相場引上せしを以て注文に[illegible]も內地の相場下落し爲替[illegible]本年下半季に於ても多少の[illegible]本年上半季東洋より輸送の[illegible]にも最も[illegible]本年は本邦米[illegible]に過ぎざりしも本年は歐洲の[illegible]實に六萬八千五百噸の多量に[illegible]目下當府の米價左の如し

日本米		十一志六片より十[illegible]
ベンガル	極上	十二志より十[illegible]
同	上等	十志より十[illegible]
同	中等	九志六片より[illegible]
同	下等	六志六片より[illegible]
ラングーン		七志九片より[illegible]

○汽船の競爭　大坂の川口汽船[illegible]度津及び馬關の航路に當る貨客[illegible]寄るが新榮、尾ノ道、竹原、[illegible]三田尻、及び柳井津、大島、[illegible]川[illegible]は[illegible]まらず[illegible]に[illegible]せ[illegible]も一大競爭を試むる[illegible]なりと[illegible]

○小麥粉の不割　小麥は目下一[illegible]り下物三升內外なれば一二箇月[illegible]升方は上向きたるも小[illegible]に[illegible]

[illegible]